

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の改正案の概要

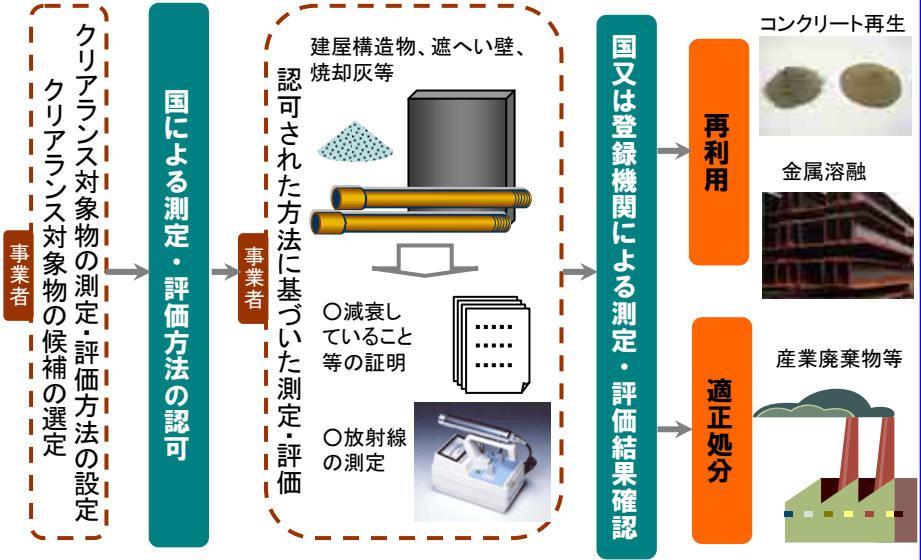
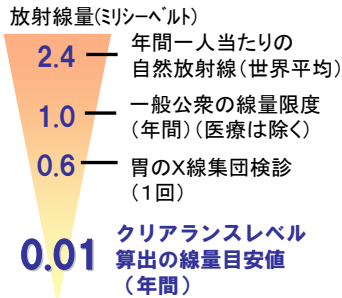
参考資料 1

平成22年7月5日
放射線規制室

1. クリアランス制度の導入

安全かつ合理的に廃棄物を再利用・処分するために、クリアランス制度を放射線障害防止法に導入

- 放射線障害防止法で規制される放射性廃棄物は**約25万本**
(200Lドラム缶換算、2009年3月末)
- そのうち**約5割**は自然放射線の量と比べて十分に低い被ばくしか与えない物
- これらを放射性廃棄物として処分すると産業廃棄物の処分コスト**約3~10倍**の負担
➡ **研究、医療、産業の現場への支障**
- 原子炉等規制法ではすでに制度導入済み
- 埋設する放射性廃棄物量の見込みに影響を及ぼす
➡ **処分計画や処分場立地活動への支障**



2. 放射化物への規制

- 放射線発生装置の使用に伴って、放射線によって汚染された物(放射化物)が発生
- 現状はガイドラインにて対応
- 性能の向上により放射化のレベルが高くなる傾向
➡ **一般公衆を含めた安全の確保が必要**

放射化物の規制について、現状のガイドラインによる指導から、**法律による規制へ**

3. 廃止措置の強化

- 現状の廃止措置期限は、**廃止後30日以内**
- 施設の大型化、クリアランス制度の導入により、30日以内に廃止措置を終えることは困難
- 放射性廃棄物を完全に廃棄しないまま、虚偽の報告をし、廃止措置を終えた**事件の発生**
➡ **廃止措置の確実な履行の担保が必要**

30日の廃止措置の期限を撤廃し、**廃止措置計画の届出義務を追加**

廃止措置中に課す義務(立入検査、報告徴収等)を追加

4. 譲渡譲受制限の合理化

- 使用者の輸出は、現状法律により制限
- 近年、使用者が海外から購入した放射性物質を使用後に返却のため輸出するニーズが高まる(現状は輸出制限のない販売業者にわざわざ輸出を委託)

販売業者だけでなく、**使用者も輸出できるような規制を合理化**

5. 罰則の強化

- 違法に放射性物質を輸入し、国内で販売する事件の発生
- 放射性廃棄物を完全に廃棄しないまま、虚偽の報告をし、廃止措置を終えた事件の発生
➡ **深刻な不法行為への対応が必要**

全般にわたる罰則引き上げ
罰金30万円以下→**100万円以下**
罰金50万円以下→**300万円以下**
廃止措置義務違反、譲渡・譲受制限違反等の厳罰化
罰金30~50万円以下
→**1年以下の懲役若しくは罰金100万円以下又は併科**